



組合員の皆様

2015年11月19日

2015年英国保険法（The UK Insurance Act 2015）

2015年英国保険法（以下「新法」）が、2016年8月12日（2016/17保険年度中）に発効します。この新法は、消費者保険契約者と事業者保険契約者の双方の保護を強化することを目指しています。また新法によって、1906年英国海上保険法（Marine Insurance Act 1906、以下「MIA1906」）で成文化されている英国保険契約法規が改定されます。法案の段階では、海上保険分野など高度に発達した市場では新法は不要だろうと認識されていました。むしろ、新法の多数の条項を外した（すなわち新法が適用されない）契約を選ぶ保険者もいると予測されていました。

P&I 保険は高度に発達した保険市場であり、組合員（被保険者）と P&I クラブ（保険者）の双方にメリットをもたらす慣行が確立されています。国際グループ（以下「IG」）加入の 8 つのクラブのルールは、MIA1906 を含む英国法を準拠法としており、新法の影響を受けることになります。その為、IG 全体の継続性の観点から、8 つの IG クラブの間では、ある規定については適用しない契約を選ぶというコンセンサスが得られています。しかしながら、8 つの IG クラブは、新法の条項の中には、現在不明瞭な点を明確にするために採用すべきものがあるということも認識しています。

施行日

新法は、2016年8月12日（2016/17保険年度半ば）以降に締結した保険契約に適用されます。これを見越して、影響を受ける 8 つの IG クラブは、そのルールを変更します。新しいルールは、2016年2月20日以降有効となります。このルール変更については、その時期が近づき次第、通常の方法で、クラブから組合員へ通知されます。また各クラブは（1）2016年8月12日以降にクラブに加入した新規組合員または追加船舶、および（2）同日以降に保険更改するすべての組合員について、保険引受けの内部手続きも見直します。ルールの変更と内部手続きの改定は、法律上・契約上の権利と義務に関する以下の変更点を反映したものです。

.. / ...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct AuthorityRegistered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

公正な情報提示

MIA1906 で規定されている現行の告知義務は、リスクの「公正な情報提示」義務という表現に置き換えられます。新たな義務は、現行の告知義務と多くの特徴が共通しています。ただし、告知のプロセスにおける保険者の役割を特に重視しており、組合員の公正な情報提示の義務は、さらなる調査が必要であることをクラブに認識させるに十分な情報を告知することで果たされることとなります。リスクの公正な情報提示および専門的査定は、組合員とクラブの双方にとって利益があるため、影響を受ける 8 つの IG クラブは公正な情報提示という新たな義務を認めるべきであり、今後認めるだろう、と見られています。

公正な情報提示義務違反の救済策

新法では、被保険者が故意または無謀行為によって公正な情報提示を怠った場合、保険者に契約の解除権を与えています。また、公正な情報提示の不備が、被保険者の故意でない場合や不注意によるものであった場合でも、公正な情報提示がなされていれば、保険者は保険契約を締結しなかったであろうとされれば、保険者は保険契約を解除する権利を有します。保険契約が継続するのは、そのような情報にも関わらず、保険者が引受けをするとみなされる場合であり、救済は、そのリスクを反映したであろう保険条件および保険料に左右されます。したがって、被保険者がリスクの公正な情報提示を行わなかった場合の保険契約解除は、新法においても通常の救済策であると考えられます。

しかしながら P&I 保険に関しては、相互保険であるクラブにおける、適切な情報開示の重要性を認識しつつ、影響を受ける 8 つの IG クラブは、公正な情報提示の義務違反に対する救済に関し、新法を適用しない意向です。つまり 8 つの IG クラブは、リスクの公正な情報提示義務の違反に対しては、現行の立場を維持することになります。

ワランティおよびその他の条件

船舶の船級の維持など、特定のワランティを遵守することは、損害の種類に関係なく、クラブによる保険カバーの前提条件です。現行の実務及び法は、ワランティ違反に対する新法の救済策よりも、より広範なクレーム拒否権をクラブに付与していると考えられます。現在、組合員によるワランティ違反が生じた場合、関係するクラブの理事会が別の判断を下さない限り、または理事会が判断を下した範囲内で、違反が生じた日から、クラブの保険契約上の責任は免除されることとなります。

新法の検討にあたっては、リスクには相互負担的特徴があること、クラブの理事会または管理会社の裁量権が認められるケースがあること、ワランティおよびその他の条件に関する新法の条項が今後どのように適用されるかが不確実であることが重視されました。その結果、現状を維持することが最善策であると考えられます。したがって、影響を受ける 8 つの IG クラブは、認められる限り、新法のワランティに関する条項を適用しない契約によって、現在の方式を維持します。

基本条項

新法では、被保険者が契約前にしたあらゆる告知の真実性を保証する条項を入れた保険契約を禁じています。この禁止は、そのような情報を保険契約の「基本」とする、現行のクラブ・ルールを無効にする可能性があります。この条項は必須であるため、影響を受ける 8 つの IG クラブのルールからは、そのような基本条項の文言が削除されることとなります。重要事項の告知に誤りがあった場合は、リスクの公正な情報提示があったか否かという点に立ち返って処理されます。

詐欺的な保険金請求

新法の条項では、詐欺的行為について明確に定めています。したがって、影響を受ける IG クラブは、詐欺的な保険金請求の取り扱いに関する新たな条項を適用することになります。

ただし、影響を受ける IG クラブは、組合員の関連提携企業など、加入証書に明記されていない保険金受取人による詐欺的な保険金請求が実行された後の、保険契約の継続的有効性に関する新法の条項の運用を除外します。このように保険金不正請求がなされた場合に、IG としては一貫して、組合員があたかも不正請求をしたのと同様のインパクトを受けてしまうという見解を持っています。したがって、影響を受ける IG クラブは、新法のこれらの側面を適用しない契約をします。

.. / ...



保険金の支払い

企業法案 2015 (Enterprise Bill 2015、英国議会で審議中) では、合理的期間内の保険金支払条項を、すべての保険契約に黙示的に盛り込む趣旨の立法改定を提案しています。同法案では、被保険者による利息の請求の可能性も含め、黙示の条項違反に対する特定の救済策も提案しています。付保するリスクの相互保険という特徴及び IG やプール協定に基づいてクレームが処理される方式を考慮すると、これらの条項は IG クラブに適しているとは思われません。したがって、影響を受ける 8 つの IG クラブは、この条項を適用しない契約をする意向であり、クレームの利息支払いに関しては、従来通り除外する方針です。ただし、保険者が故意または無謀行為によって、合理的期間内に、被保険者のクレームを支払わなかった場合、新法では保険者が黙示の条項を適用しないことを認めていません。したがって、組合員はかかる範囲内で保護されることになります。

国際グループの P&I クラブの内、そのルールが英国法を準拠法とするため影響を受ける 8 つの IG クラブについては、どのクラブも同様のクラブ回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)